

店頭 CFD 取引に係るご注意

- 本取引は、金融商品取引法・商品先物取引法において不招請勧誘禁止の対象となっている店頭デリバティブ取引であるため、お客様より事前に要請がない限り訪問・電話による勧誘はできない取引です。(注1)
- 本取引は、証拠金の額を上回る取引を行うことができることから、場合によっては、大きな損失が発生する可能性を有しています。また、その損失は、差し入れた証拠金の額を上回る場合があります。本取引の内容等を十分ご理解の上、お取引いただきますようお願いいたします。
- お取引内容に関するご確認・ご相談や苦情等につきましては、お問い合わせフォームもしくはコールセンター(03-6670-3624)までお申し出ください。なお、お取引についてのトラブル等は、以下のADR(注2)機関における苦情処理・紛争解決の枠組みの利用も可能です。

◆証券 CFD 取引に関して

特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター
電話番号 0120-64-5005 (フリーダイヤル)

◆商品 CFD 取引に関して

日本商品先物取引協会 相談センター
〒103-0013 東京都中央区日本橋人形町1丁目1番11号
電話番号 03-3664-6243

(注1) ただし、以下に該当する場合は適用されません。

- ・当該取引に関して特定投資家、特定委託者に移行されているお客様の場合
- ・金融商品取引業等に関する内閣府令第116条、商品先物取引法施行規則第102条の2に定められている不招請勧誘禁止の例外に該当する場合

(注2) ADRとは、裁判外紛争解決制度のことで、訴訟手続によらず、民事上の紛争を解決しようとする紛争の当事者のため、公正な第三者が関与して、その解決を図る手続きをいいます。

2026年3月

D01_002(2026.3)